

○ 業績目標 1-2-3：事業者のデジタル化促進【新設】

税務手続のデジタル化を起点として、事業者が日頃行う事務処理のデジタル化を促進することにより、社会全体のDXの進展に貢献します。

業績目標の内容及び
目標設定の考え方

事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされています。

事業者が日頃行う事務処理（経済取引に関連するもの、バックオフィスで処理するもの）について、一貫してデジタルで完結することを可能とすることにより、事業者は単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といった大きなメリットを享受できることが期待されます。

また、経済取引と業務がデジタル化され、税務処理も含めて一貫して効率的にデジタル処理できる環境を整備することにより、経営の高度化に資することが期待されるとともに、結果として他の事業者のデジタル化も促され税務手続も業務も更なるデジタル化が進むという、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”を生み出すことで、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。

国税庁では、事業者のビジネスプロセス全体をデジタル化するという視点に立ち、取引の先には社会全体のDXにも貢献するという社会的な意義が存することも念頭に置きつつ、事業者の業務のデジタル化促進に取り組みます。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業1-2-3-1：事業者のデジタル化関連施策の周知・広報【新設】

業1-2-3-2：関係省庁などの関係機関との連携・協力【新設】

関連する内閣の基本方針等

○ 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）

○ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）

施策 業1-2-3-1：事業者のデジタル化関連施策の周知・広報【新設】

取組内容

事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進するため、国税庁ホームページや各種説明会等の納税者と接触する機会を有効に活用し、税務手続と併せて、会計ソフトやデジタルインボイス（用語集参照）、IT導入補助金（用語集参照）等といった経済取引や業務に関するデジタル関係施策について、関係機関と連携し、分かりやすい周知・広報に努めます。

なお、周知・広報に当たっては、「大企業」、「個人事業主」などといった事業者の属性やデジタル化の進捗に沿った周知・広報を実施するほか、事業者のニーズに沿った内容とすることにより、事業者のデジタル化を後押しします。

定性的な測定指標

〔主要〕業1-2-3-1-B-1：事業者のデジタル化関連施策の周知・広報〔新〕

（令和6事務年度目標）

税務手続と併せて、会計ソフトやデジタルインボイス、IT導入補助金等といった経済取引や業務に関するデジタル関係施策について、国税庁ホームページや各種説明会等の納税者と接触する機会を有効に活用し、積極的に周知・広報を行います。

	（目標の設定の根拠） 事業者の業務のデジタル化を強力に推進するためには、会計ソフトやデジタルインボイス等のメリットや、ＩＴ導入補助金等の制度の周知・広報が有効であることから、目標として設定しています。
--	---

施策	業 1-2-3-2：関係省庁などの関係機関との連携・協力【新設】
-----------	----------------------------------

取組内容	各種デジタル化関連施策を所掌する関係省庁や事業者のデジタル化を支援する関係団体及びデジタルツールを提供する会計ソフトベンダー等（以下「関係機関」といいます。）と連携・協力し、事業者のデジタル化に向けたイベントや共同推進宣言の実施等を通じて、事業者のデジタル化促進の機運醸成に向け、事業者のデジタル化施策の積極的に推進します。 また、取組を通じて把握された課題については、関係機関と連携し、その解決に向けて取り組みます。
-------------	---

定性的な測定指標	
	[主要] 業1-2-3-2-B-1：関係省庁などの関係機関との連携・協力[新]
	（令和 6 事務年度目標） 事業者のデジタル化促進の機運醸成に向け、関係機関と連携・協力し、事業者のデジタル化に向けたイベントや共同推進宣言の実施等を通じて、事業者のデジタル化施策の積極的な推進を行います。
	（目標の設定の根拠） 事業者のデジタル化促進に当たっては、国税当局のみならず、関係機関と連携・協力することが不可欠であることから目標として設定しています。

担当部局名	長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進室、法人番号管理室、参事官付、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校	実績評価実施予定時期	令和 7 年10月
--------------	--	-------------------	-----------